

川 崎 市 大 学 奨 学 生 選 考 基 準

(趣旨)

第1条 この基準は、川崎市大学奨学金貸付条例に基づく奨学生を選考するための基準に関することを定めるものとする。

(学業成績)

第2条 学業成績は、出身高等学校長の証明がある学業成績証明書により、3年間（定時制の場合は4年間）の全履修科目について平均した値（小数点第2位を四捨五入する。）が概ね3.5以上であること。

2 高等学校卒業程度認定試験合格者又は大学入学資格検定合格者は、文部科学省が交付する合格成績証明書及び出身高等学校長の証明がある学業成績証明書（必要がある場合）により、全科目の成績について5段階評価に換算した場合の平均した値（小数点第2位を四捨五入する。）が概ね3.5以上であること。

(所得金額等)

第3条 所得金額は、主に家計を支える者（父母等）の前年（1月～12月）の収入金額を基礎とした金額であり、次の各号に掲げる書類により確認し、算出する。

(1) 市民税・県民税課税額証明書、非課税証明書又は免除証明書

(2) 生活保護を受給している場合は、被保護証明書

(3) 障害年金・遺族年金を受給している場合は、年金支払額決定通知書等

(4) 児童扶養手当を受給している場合は、児童扶養手当証書等

(5) その他所得を証明する書類のうち教育委員会が認めるもの

2 自営業者等は、前項に掲げる書類の所得金額欄から算出する。

3 給与所得者等は、給与収入等から、別表第1に定める給与所得控除額算定式により算出した控除額を控除して所得金額を算出する。

4 所得（収入）のある者が2人以上いる場合は、それぞれ所得金額を算出する。ただし、扶養されている者は、算出の対象外とする。

5 生活保護世帯、両親がいない場合及び家計を支えている人の死亡・会社都合退職等により所得（収入）がない場合は、所得金額は算出しないものとする。

6 定年退職等で年金・雇用保険等により所得（収入）がある場合及び自己都合退職による場合は、所得金額を2分の1として算出する。

7 所得金額から、別表第2に定める特別控除額表による特別控除額を控除し、認定所得金額を算出する。

(算出時の切り捨て)

第4条 所得金額の算出時に、1万円未満は切り捨てる。

(家族の人数)

第5条 家族の人数は、同居・別居を問わず、主に家計を支える者（父母等）とその扶養を受けている者を加えた人数とする。

(一人当たり所得)

第6条 一人当たり所得は、認定所得金額を家族の人数で除した金額（1万円未満は切り捨てる。）であるが、概ね50万円以下であること。

(家庭状況等)

第7条 応募者の家庭状況及び申請理由、他の奨学金の状況、学業成績証明書の記載内容等も考慮する。

(選考)

第8条 応募者の学業成績、一人当たり所得、家庭状況等を総合的に審査し、奨学生を選考する。

(その他)

第9条 この選考基準に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会において別途定める。

附 則

この選考基準は、平成15年9月1日から施行する。

附 則

この選考基準は、平成16年7月6日から施行し、平成16年7月1日から適用する。

附 則

この選考基準は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この選考基準は、令和5年6月19日から施行する。

附 則

この選考基準は、令和6年7月9日から施行し、改正後の選考基準は、令和6年4月1日から適用する。

別表第1（第3条関係）【給与所得控除額算定式】

区分	年間収入金額	控除額
算定式A	年間収入金額が268万円未満の場合は年間収入金額と同額を控除額とする。	
	400万円以下	年間収入金額×0.2+214万円
	400万円を超え781万円以下	年間収入金額×0.3+174万円
	781万円を超える場合	408万円
算定式B	65万円以下	年間収入金額と同額
	65万円を超え180万円以下	年間収入金額×0.4 (65万円未満の場合は65万円とする。)
	180万円を超え360万円以下	年間収入金額×0.3+18万円
	360万円を超え660万円以下	年間収入金額×0.2+54万円
	660万円を超え1,000万円以下	年間収入金額×0.1+120万円
	1,000万円を超え1,500万円以下	年間収入金額×0.05+170万円
	1,500万円を超える場合	245万円

備考

- 収入金額は1万円未満を切り捨て、控除額は1万円未満を四捨五入して適用する。
- 同一人で2つ以上の収入源があり、いずれも給与所得の場合は、それぞれの収入金額を合計した後、1万円未満を切り捨てて適用する。
- 給与所得者が1人の場合は、算定式Aを適用する。
- 給与所得者が2人以上いる場合は、収入金額が最も多い者に算定式Aを適用し、それ以外の者に算定式Bを適用する。
- 収入金額が最も多い者が同額で複数いる場合は、主たる生計維持者1人に算定式Aを適用し、それ以外の者に算定式Bを適用する。

別表第2（第3条関係）【特別控除額表】

区分	特別の事情		特別控除額					
A 世帯を対象とする控除	母子・父子世帯であること。		99万円					
	就学者のいる世帯であること。 (就学者1人につき)		小学校		31万円			
			中学校		46万円			
					自宅通学	自宅外通学		
			高等学校		国・公立	39万円	69万円	
					私立	88万円	118万円	
			高等専門学校		国・公立	1～3年次	39万円	69万円
					国・公立	4・5年次	43万円	72万円
					私立	1～3年次	88万円	118万円
						4・5年次	87万円	116万円
			大学		国・公立	74万円	121万円	
					私立	133万円	180万円	
			専修学校		高等課程	国・公立	39万円	69万円
					高等課程	私立	88万円	118万円
					専門課程	国・公立	36万円	81万円
						私立	102万円	147万円
			障害のある人がいる世帯であること。		障害のある人1人につき 99万円			
長期に療養を要する人がいる世帯であること。		療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額						
主たる生計維持者が別居している世帯であること。		別居のため特別に支出している年間金額 ただし、71万円を限度とする。						
震災、風水害、火災その他の災害又は盗難等の被害を受けた世帯であること		日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があつて、将来長期にわたって、支出増又は収入減になると認められる年間金額						
B 本人を対象とする控除	大学	国・公立	(自宅通学) 23万円 (自宅外通学) 70万円 + 授業料年額					
		私立	(自宅通学) 37万円 (自宅外通学) 84万円 + 授業料年額					

備考

- 1 A欄の「就学者のいる世帯であること。」による控除は、応募者を除く世帯員を対象とする。
- 2 A欄の「就学者のいる世帯であること。」の「大学」には、短期大学・大学院を含む。
- 3 A欄の「障害のある人がある世帯であること。」による控除は、応募者を含む。
- 4 A欄の控除については、該当する特別の事情が2つ以上ある場合は、これらの特別控除額を合わせて控除することができる。

- 5 B欄の「授業料年額」とは、在学している学校の申込時における授業料年額とする（設備拡充費、実習費等は含まない。）。
- 6 子が2人を超える世帯については、その超える人数につき、B欄の応募者本人に係る特別控除額に50万円を増額した金額を乗じた額をさらに控除できる。